

共同活動支援交付金に係る業務方法書の一部改正（案）について

農地・水・環境保全向上対策実施要綱（平成19年3月30日付け18農振第1777号農林水産事務次官依命通知）及び農地・水・環境保全向上対策実施要領（平成19年3月30日付け18農振第1778号生産局長、農村振興局長通知）の一部改正に伴い、共同活動支援交付金に係る業務方法書（平成19年4月16日北海道農地・水・環境保全向上対策協議会）の一部を次のとおり改正します。

記

1 今回の改正内容

（1）実施状況の報告の簡素化

報告回数の削減（第9条第2項及び第3項関係）

従来、活動組織が市町村に実施状況報告書を提出し、確認通知を受けた後道協議会に提出していた実施状況調書について、市町村に提出する実施状況報告書に添付するものとするにより、活動組織における実施状況の報告回数を年2回から1回に削減します。（実施状況調書については、市町村が実施状況確認書に添付して道協議会に提出することになります。）

報告書等の提出期限の延長（第9条第2項及び第3項関係）

今回の「要領」の一部改正により、毎年度道協議会が実施状況調書に基づき農林水産省農村振興局長に提出する資金管理状況報告書の提出期限が事業実施の翌年度の4月10日から5月31日に延長されたことに伴い、活動組織から市町村（道協議会）への実施状況調書の現行の4月5日までの提出期限については、4月25日以前であってそれぞれの市町村で設定される提出時期まで延長することが可能となります。（市町村から道協議会への実施状況確認書の報告期限は、4月15日から4月25日までに延長します。）

（2）変更手続の簡素化

採択申請の変更手続の簡素化（第5条第5項関係）

規約に係る構成員名簿等の変更については、共同活動支援交付金と営農活動支援交付金の両方の様式で届出を行っていましたが、いずれかの提出でよいこととします。

交付申請の変更手続の簡素化（第6条第3項関係）

現行では採択変更に係る手続きを行った場合には、必ず交付金変更承認の申請を行うものとされていましたが、年度当たり交付金額の総額に増減が生じない場合には交付金変更承認申請書の提出を不要とします。

（3）申請書類等の様式の簡素化（添付様式4及び別添2関係）

採択申請書に添付している位置図については、様式を削除し、既存の図面に必要事項を記入したものを添付することでも可とします。

（4）その他所要の規定の整備（第6条第1項、第3項及び第9条第1項関係）

文言整理及び字句修正を行いました。

（5）改正後の業務方法書の施行期日は、農林水産省農村振興局長の承認の日からとし（附則第1項関係）改正前の様式によって行われる手続きその他の行為は、当分の間、この業務方法書の改正後の相当様式によって行われるものとみなすとともに（附則第2項関係）改正前の規定に基づく処分、手続等の行為に係る通知、報告等について、それぞれ改正後の規定に基づき延長した期限内の行為とみなす経過措置を設けました（附則第3項関係）。

2 改正（案）全文

別紙のとおり。

なお、今回の改正部分を朱書き、ゴシック体で表記しました。

また、様式については変更となる部分のみ添付しています。